

一、最新中国法令

● 关于修改《关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定》的决定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2014〕2号

【发布日期】2014-02-20

【实施日期】2014-03-01

【内容提要】该决定的内容大部分是针对《公司法》条款序号的变化所作的相应调整，并重新公布了修改后的《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的规定（一）、（二）、（三）》三个司法解释。

另外，该决定明确，公司成立后，公司、股东或者公司债权人以相关股东的行为符合下列情形之一且损害公司权益为由，请求认定该股东抽逃出资的，人民法院应予支持：

（一）制作虚假财务会计报表虚增利润进行分配；

（二）通过虚构债权债务关系将其出资转出；

（三）利用关联交易将出资转出；

（四）其他未经法定程序将出资抽回的行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201402/t20140227_192979.htm

● 关于审理融资租赁合同纠纷案件适用法律问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2014〕3号

【发布日期】2014-02-24

【实施日期】2014-03-01

【内容提要】该解释共五部分二十六条，就融资租赁合同的认定及效力、融资租赁合同的履行和租赁物的公示、融资租赁合同的解除、违约责任以及融资租赁合同案件的诉讼当事人、诉讼时效等问题作出了明确规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-02/28/content_77385.htm?div=-1

一、最新中国法令

● 『《中华人民共和国公司法》』の適用に伴う若干事項に関する規定』の改正に関する決定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2014〕2号

【発布日】2014-02-20

【実施日】2014-03-01

【概要】本決定の内容の大部分は「会社法」の条項番号の変更について行われた調整であり、改正後の「『中華人民共和国公司法』の適用に伴う若干事項に関する最高人民法院の規定（一）、（二）、（三）」の三つの司法解釈を改めて公布した。

また、本決定は、会社成立後、会社、株主または会社債権者が、関係株主の行為が以下の状況のいずれかに該当し会社の權益を損なったことを理由として、当該株主の出資金引出の認定を求めた場合、人民法院はこれを支持するべきであることを明確にした。

（一）虚偽の財務会計諸表を作成し利益を水増しして配当を行った。

（二）架空の債権債務関係を作り上げることでその出資を振替えた。

（三）関連会社間取引を利用して出資を振替えた。

（四）その他の法定手順を踏まずに出資を引き上げる行為。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201402/t20140227_192979.htm

● ファイナンスリース契約紛争事件の審理に伴う適用法律事項に関する解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2014〕3号

【発布日】2014-02-24

【実施日】2014-03-01

【概要】本解釈は計五部分二十六条であり、ファイナンスリース契約の認定および効力、ファイナンスリース契約の履行およびリース物件の公示、ファイナンスリース契約の解除、违约责任およびファイナンスリース契約事件の訴訟当事者、訴訟時効などの問題について明確な規定を設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-02/28/content_77385.htm?div=-1

● **关于修订外商投资企业登记书式的通知**

- 【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商外企字〔2014〕31号
 【发布日期】2014-02-18
 【内容提要】该通知发布了新的《外商投资企业登记提交材料规范》和《外商投资企业登记文书规范》，此次调整包括：
- 将原有外商投资企业注册登记提交材料规范由 98 页减少到 82 页；
 - 各类企业需填写的申请书、登记表由 31 套 213 页减少到 9 套 37 页；
 - 登记机关出具的通知书、内部审核表由 26 页调整到 17 页。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201402/t20140227_142230.html

● **外商投资企业登记书式的改正に関する通知**

- 【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商外企字〔2014〕31号
 【発布日】2014-02-18
 【概要】本通知は新たな「外商投資企業登記提出資料規範」および「外商投資企業登記文書規範」を公布した。今次調整は以下の内容が含まれる。
- これまでの外商投資企業登録登記提出資料規範を98ページから82ページに減らした。
 - 各種企業が記入しなければならない申請書、登記表を31種213ページから9種37ページに減らした。
 - 登記機関が発行する通知書、内部審査表を26ページから17ページに調整した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201402/t20140227_142230.html

● **关于废止和修改部分行政法规的决定**

- 【发布单位】国务院
 【发布文号】国务院令 第 648 号
 【发布日期】2014-02-19
 【实施日期】2014-03-01
 【出台背景】依据《公司法》的修改、落实《注册资本登记制度改革方案》关于注册资本实缴登记改为认缴登记、年度检验照制度改为年度报告公示制度，以及完善信用约束机制的内容，国务院对涉及的行政法规进行了清理。
- 【内容提要】此次清理包括废止 2 部行政法规、对 8 部行政法规的部分条款予以修改。包括：

废止
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》 ▪ 《〈中外合资经营企业合营各方出资的若干规定〉的补充规定》
修改
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《公司登记管理条例》 ▪ 《企业法人登记管理条例》 ▪ 《中外合资经营企业法实施条例》 ▪ 《中外合作经营企业法实施细则》 ▪ 《外资企业法实施细则》 ▪ 《合伙企业登记管理办法》 ▪ 《个体工商户条例》 ▪ 《农民专业合作社登记管理条例》

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2014-02/28/content_2625736.htm

● **一部行政法规の廃止および改正に関する決定**

- 【発布機関】国务院
 【発布番号】国务院令 第 648 号
 【発布日】2014-02-19
 【実施日】2014-03-01
 【発布背景】「会社法」の改正、「登録資本登記制度改革方案」の登録資本に関する払込登記から引受登記への変更実施、年度検査許可証検査制度の年度報告公示制度への変更、および信用制約体制の整備に関する内容に基づき、国务院は関連する行政法规を整理した。
- 【概要】今次整理には二つの行政法规の廃止、八つの行政法规に対する一部条項の改正が含まれる。具体的には以下の内容が含まれる。

廃止
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「中外合弁経営企業の各当事者の出資に関する若干の規定」 ▪ 「『中外合弁経営企業の各当事者の出資に関する若干の規定』についての補充規定」
改正
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「会社登記管理条例」 ▪ 「企業法人登記管理条例」 ▪ 「中外合弁経営企業法实施条例」 ▪ 「中外合作経営企業法実施細則」 ▪ 「外資企業法実施細則」 ▪ 「パートナーシップ企業登記管理弁法」 ▪ 「個人経営工商業者条例」 ▪ 「農民專業合作社登記管理条例」

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2014-02/28/content_2625736.htm

● [关于调整重大技术装备进口税收政策的通知](#)

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会、工业和信息化部、海关总署、国家税务总局、国家能源局
【发布文号】财关税〔2014〕2号
【发布日期】2014-02-18
【内容提要】该通知公布了《重大技术装备进口税收政策规定》以及《进口不予免税的重大技术装备和产品目录(2014年修订)》。根据该通知,国家鼓励发展的国内投资项目和外商投资项目以及《海关总署关于进一步鼓励外商投资有关进口税收政策的通知》(署税[1999]791号)规定的外商投资企业和外商投资设立的研究中心利用自有资金进行技术改造项目,自2014年03月01日起执行新目录。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/t20140227_1048002.html

● [中国\(上海\)自由贸易试验区商业保理业务管理暂行办法](#)

【发布单位】中国(上海)自由贸易试验区管理委员会
【发布文号】中(沪)自贸管〔2014〕26号
【发布日期】2014-02
【实施日期】自发布之日起实施,有效期2年
【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635285912232663614&coltype=8

● [关于外国企业常驻代表机构提交年度报告的公告\(上海\)](#)

【发布单位】上海市工商行政管理局
【发布日期】2014-02-27
【内容提要】根据该公告:2013年12月31日前登记设立的外国企业常驻代表机构,应于2014年03月01日至06月30日通过上海市工商行政管理局网站(www.sgs.gov.cn)申报2013年度报告,并按规定提交相关材料。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-02-27-0000009a201402270005.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无

● [重大技術設備輸入税収政策の調整に関する通知](#)

【発布機関】財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局

【発布番号】財関税〔2014〕2号

【発布日】2014-02-18

【概要】本通知は、「重大技術設備輸入税収政策規定」および「輸入免税が適用されない重大技術設備および製品目録(2014年改正)」を公布した。本通知によると、国が発展を奨励する国内投資プロジェクトと外商投資プロジェクトおよび「外商投資を更に奨励する関連輸入税収政策に関する税関総署の通知」(署税[1999]791号)で定める外商投資企業と外商投資で設立された研究センターが自己保有資金を利用して行う技術改造プロジェクトは、2014年3月1日から新目録を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/t20140227_1048002.html

● [中国\(上海\)自由贸易试验区商业 Faktoring 業務管理暫定弁法](#)

【発布機関】中国(上海)自由贸易试验区管理委员会
【発布番号】中(滬)自贸管〔2014〕26号
【発布日】2014-02
【実施日】発布時から実施し、有効期間は2年。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635285912232663614&coltype=8

● [外国企業駐在員事務所の年度報告提出に関する公告\(上海\)](#)

【発布機関】上海市工商行政管理局
【発布日】2014-02-27

【概要】本公告によると、2013年12月31日までに登記設立された外国企業駐在員事務所は、2014年3月1日から6月30日までの間に上海市工商行政管理局ウェブサイト(www.sgs.gov.cn)を通じて2013年度报告を申告した上、規定に従って関連資料を提出しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-02-27-0000009a201402270005.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リ

法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

ソクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 《安全生产法修正案（草案）》公开征求意见

第十二届全国人大常委会第七次会议初次审议了《安全生产法修正案（草案）》，并将《安全生产法修正案（草案）》（及其《说明》）以及《安全生产法》修正前后对照表在中国人大网公布，向社会公开征集意见（截止日期：2014年04月01日）。

较之现行的《安全生产法》，草案由原来的97条增加到112条，新增和修改条款67条，其中新增15条、修改52条，特别突出了事故隐患排查治理和事前预防。修改的主要内容包括：

- （一）强化和落实生产经营单位的安全生产主体责任。
- （二）完善监管措施，增强监管执行力（扩大了监管部门在监督检查中可以采取查封、扣押措施的对象范围）。
- （三）强化法律责任，加大对违法行为的惩处力度。
- （四）对相关行政审批项目作了调整。

（里兆律师事务所 2014年03月03日编写）

● “外资三法”的修订建议与展望

“外资三法”（即，《外资企业法》、《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》）的出台，可追溯到中国的“改革开放”初期（上世纪70年代末、80年代初）。当时，中国的发展迫切需要境外的资金、技术、管理经验等优势资源，为此需要有相应的法律依据给予规范和保障，但在那个年代，法律所要解决的问题尚未出现（缺乏实践基础），立法技术还相当有限，公司法律制度建设也相当不成熟（《公司法》的出台也是上世纪90年代的事情），“外资三法”在这样的时代背景下应运而生。

此后的三十多年来，中国利用外资的政策渐趋理性，《公司法》也出台并不断完善，内外资企业在税法上统一后，在基本法层面实现“内外资统一”的呼声也越来越高。“外资三法”深远的时代背景，由此在法律适用层面上愈发显得局限，甚至过时。

二、関連する新着情報

● 「安全生产法修正案（草案）」がパブリックコメントを募集する

第十二次全国人民代表大会常務委員会第七回会議で初めて「安全生产法修正案（草案）」の審議が行われ、「安全生产法修正案（草案）」（およびその「説明」）と「安全生产法」改正前後対照表が中国人民代表大会ウェブサイトで公布され、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2014年4月1日である）。

現行の「安全生产法」と比較して、草案は元の97条から112条へ増加しており、新規追加および修正は67条で、その中、新規追加は15条、修正は52条であり、特に事故の潜在的な危険に関する点検整備と事前予防を強調している。改正の主な内容は以下の通りである。

- （一）生産経営企業の安全生产主体责任を強化し徹底する。
- （二）監督管理措置を整備し、監督管理執行力を増強する（監督管理部門が監督検査の過程で差押え、押収措置を講じることができる対象範囲を拡大した）。
- （三）法的責任を強化し、違法行為に対する処罰の度合いを強めた。
- （四）関連行政審査許可項目に対し調整を加えた。

（里兆法律事務所が2014年3月3日付で作成）

● 「外資三法」の改正意見と展望

「外資三法」（「外資企業法」、「中外合弁经营企业法」、「中外合作经营企业法」）の公布は、中国の「改革開放」初期（前世紀70年代末、80年代初頭）に遡ることができる。当時、中国の発展には国外の資金、技術、管理经验などの優位性ある資源を切に必要としており、このため関連法律根拠により規範化と保障を行う必要があった。ところが、その年代には、法律が解決しなければならぬ問題は未だ出現しておらず（実践経験が乏しい）、立法技術にも限りがあったため、会社法律制度の構築もいささか不慣れであった（「会社法」の公布も前世紀90年代のことである）。「外資三法」はこのような時代背景の下、時運に応じて生まれたものであった。

その後30年余りの間に、中国の外資利用に関する政策は次第に論理的になり、「会社法」も公布され絶えず整備が進められ、内外資企業が税法上統一された後は、基本法のレベルにおいても「内外資統一」の呼び声が高まってきた。「外資三法」には奥深い時代背景があり、このため法律の適用においては、限定的なものとなり、延いては過去のものとなっている。

在这些历史因素的推动下，“外资三法”的修订正式被纳入中国全国人大常委会的五年（2013-2018）立法规划。“外资三法”修订的起草单位商务部条法司，已于2013年12月开始广泛征求社会各界的修订意见，“外资三法”的修订工作已然开始。在本文中，我们将对“外资三法”的修订方向和修订内容作简要的预测、展望，这也是我们对“外资三法”的修订建议。

修订方向的预测

2013年，中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）正式挂牌成立，自贸区被视作中国今后外商投资监管体制等制度改革的“试验田”，在自贸区内成功试行的政策，一定时期后将有很大可能会在全国范围内推行。目前，自贸区已经开始试行准入前国民待遇、负面清单管理（包括负面清单之外的领域，审批制改为备案制等）、注册资本认缴制等政策。

此后，《公司法》及相关配套规定也于近期进行了修订、调整，正式确认将注册资本实缴制改为认缴制等制度。

无论是自贸区的试点政策、还是《公司法》等的修订，都直接涉及到了中国对投资监管方式的转变，而这一方面的内容，我们认为同样有可能适用于“外资三法”的修订。据此，我们预测，“外资三法”的修订将可能会体现在以下几个方面：

1. **三法合一**：“外资三法”的制定与出台有比较深的时代背景，现今，“外资三法”已无分开制定的实际需要，针对外商投资企业原则上只需要一部新法（如《外商投资公司法》），因此，我们预测，此次“外资三法”的修订方式，可能会是重新制定新法，而不是对原三法的逐条修改。
2. **市场准入**：现行市场准入机制的主要依据是《外商投资产业指导目录》，存在对不同产业予以鼓励、允许、限制、禁止的差别待遇。鉴于自贸区已经开始试行负面清单管理政策，结合近期中国政府正在加强的投资协定谈判力度，在市场准入机制上与国际通行做法进一步接轨的需求进一步突出，我们预测，此次“外资三法”的修订可能会正式确认负面清单管理政策。
3. **行政审批**：外商投资企业的设立及变更涉及到商务、工商、税务、质监、外汇、海关等多个部门的相应手续，时间成本很高。鉴于自贸区已经开始试行将企业登记设立

これらの歴史的要因の後押しもあり、「外資三法」の改正は正式に中国全国人民代表大会常務委員会の五箇年（2013-2018）立法計画に盛り込まれた。「外資三法」改正の起草をつかさどるのは商務部条法司で、2013年12月に社会各界から改正意見を広範囲に求めており、「外資三法」の改正作業は既に始まっている。本文においては、「外資三法」の改正方向と改正内容について、その予想と展望をまとめた。これは当所の「外資三法」に対する改正提案でもある。

改正方向の予測

2013年，中国（上海）自由贸易试验区（以下「自由贸易区」という）は正式に名称を掲げ成立した。自由貿易区は中国における今後の外商投資監督管理体制などの制度改革の「試験地点」と見られており、自由貿易区において試行が成功した政策は、一定期間の後、全国範囲で推し進められる可能性が高いと思われる。現在、自由貿易区では参入前内国民待遇、ネガティブリスト管理（ネガティブリスト以外の分野における審査許可制から届出制への変更などを含む）、登録資本引受制などの政策の試行が既に始まっている。

その他、昨今では「会社法」および関連付帯規定の改正、調整も行われ、登録資本払込制から引受制への変更などの制度が正式に確認された。

自由貿易区の試行政策の如何を問わず、「会社法」などの改正は、いずれも中国の投資監督管理方式の転換に直接かかわるものであり、本方面に関する内容は、同じく「外資三法」の改正に適用されるものと判断する。これに基づき、「外資三法」の改正は以下の方面で行われるであろうことが予想される。

1. **三法統一**：「外資三法」の制定と公布には奥深い時代背景があるが、現在、「外資三法」を分けて制定しなければならない実質的な必要はなく、外商投資企業については原則として一つの新法を必要とするのみである（例えば「外商投資企業法」）。よって、今次「外資三法」改正方式は、改めて新法の制定を行い、旧三法の個別改正は行わないことが予想される。
2. **市場参入**：現行の市場参入機構の主な根拠は「外商投資産業指導目録」であり、産業毎に奨励、許可、制限、禁止の異なる待遇が存在する。自由貿易区において既にネガティブリスト管理政策が試行されていることに鑑み、昨今中国政府が投資協定に関する協議への注力を強化していることと併せ、市場参入機構において国際的に通用している方法により近づくという要望が更に突出し、今次「外資三法」の改正では、ネガティブリスト管理政策が正式に確認されるものと予想される。
3. **行政審査許可**：外商投資企業の設立および変更は商務、工商、税务、品質監督、外貨、税関などの多くの部門の関連手続きにかかわり、時間、コストがかかる。自由貿易区において既に企

前的“审批手续”改为“备案手续”（负面清单之外的领域），我们预测，此次“外资三法”的修订可能会正式确认相关行政审批手续的简化。

4. **治理结构**：现行“外资三法”及其实施细则/条例中对外商投资企业的治理结构的规定与《公司法》的相关规定并不匹配。尽管相关政府部门通过《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字[2006]第81号）明确了《公司法》与“外资三法”的具体适用和执行问题（大致为：对于外商投资企业而言，“外资三法”优先于《公司法》，而《公司法》优先于外商投资的其他规定），但是，该执行意见毕竟只是部门规范性文件，从法律的层面确认相关法律法规的适用和执行问题，非常有必要。《公司法》几经修改后，已具备了比较好的适应性，因此，我们预测，在公司治理结构方面，此次“外资三法”的修订可能会更多的参照或者直接援引《公司法》的相关规定。
5. **国民待遇**：随着中国对外开放水平的不断提高，现阶段，在法律层面和实务操作层面上，外商投资企业的“超国民待遇”已经比较少，且呈逐步取消的趋势，但与此同时，外商投资企业的“低于国民待遇”在部分地区和部分领域却仍然存在（例如，需要额外的审批等）。鉴于自贸区已经开始试行准入前国民待遇等政策，我们预测，此次“外资三法”的修订可能会将“国民待遇”作为主要原则。

業の登記設立前の「審査許可手続き」が「届出手続き」への変更が試行されている（ネガティブリスト以外の分野）ことに鑑み、今次「外資三法」の改正では、関連行政審査許可手続きの簡素化が正式に確認されるものと予想される。

4. **管理構造**：現行の「外資三法」およびその実施細則/条例における外商投資企業についての管理構造に関する規定は「会社法」の関連規定と合致していない。関連政府部門は「外商投資の会社審査許可登記管理への法律適用に伴う若干事項に関する実施意見」（工商外企字[2006]第81号）において、「会社法」と「外資三法」の具体的な適用と実施に関する事項（大まかには、外商投資企業について、「外資三法」は「会社法」に優先し、「会社法」は外商投資に関するその他の規定に優先する）を明確にしたが、当該実施意見はあくまでも部門規範性文書であり、法律のレベルで関連法律法規の適用と実施に関する事項を確認することは必要である。「会社法」は幾度かの改正を経て、既に良好な適応性を備えているため、今次「外資三法」の改正では、「会社法」の関連規定をより多く参考にし、または直接引用するであろうことが予想される。
5. **内国民待遇**：中国の対外開放水準の絶え間ない向上に伴い、現段階では、法律面および実務面において、外商投資企業の「内国民を上回る待遇」は既に少なく、且つ逐次取り消される傾向にあるが、一方の外商投資企業の「内国民を下回る待遇」は一部の地域および一部の分野において依然として存在する（例えば、予定外の審査許可を必要とするなど）。自由貿易区において既に参入前内国民待遇などの政策が試行されていることに鑑み、今次「外資三法」の改正では、「内国民待遇」が主要原則となるであろうことが予想される。

修订内容的预测

结合上述修订方向的阐述，就此次修订内容上的预测，我们整理如以下表格：

事項	現行規定	修订预测
1. 适用及效力	—	<ul style="list-style-type: none"> 可能确认与其他法律法规的适用关系及效力优先情况 此次“外資三法”的修订可能会明确外商投资企业的一般事项依照《公司法》、《合伙企业法》等一般法施行，而仅对外商投资企业的特殊事项作出规定。
2. 投资参与	<ul style="list-style-type: none"> 未允许个人作为中国合营者 	<ul style="list-style-type: none"> 可能允许个人作为中国合营者参与中外合资经营企业的合营

改正内容の予想

上記改正方向に関する説明に照らし、今次改正内容の予想について、以下の通り表にまとめた。

事項	現行規定	改正予想
1. 適用および効力	—	<ul style="list-style-type: none"> その他の法律法規との適用関係および効力の優先状況を確認するものと思われる。 今次「外資三法」の改正では、外商投資企業に関する一般事項は「会社法」、「パートナーシップ企業法」などの一般法に照らして実施することが明確にされ、外商投資企業としての特殊性に関する事項についてのみ規定が設けられるものと思われる。
2. 資本参加	<ul style="list-style-type: none"> 個人が中国側共同経営者 	<ul style="list-style-type: none"> 個人が中国側共同経営者として中外合弁経営企業の共同経営に参加することを認め

	<p>参与中外合资经营企业</p> <p>【涉及的法律依据】 《中外合资经营企业法》第一条等。</p>	<p>个人成为中外合资经营企业的中国合营者，依照目前的市场条件与制度条件是完全可行的。且按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》等规定，境内企业的自然人股东在外国投资者并购境内企业时，已可以作为外商投资企业的股东存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能梳理外商投资企业机构形式，划定代表处、办事机构等特殊形式可从事的业务范围 <p>此次“外资三法”的修订有可能会对外商投资企业的形式（包括外商独资企业、外商合资企业、中外合资企业、中外合作企业等）重新进行梳理，此外，对于外国企业代表处、办事机构，以及直接在华从事生产经营的外国企业等特殊形式，也可能将作出统一的认定与规定，并在法律层面上明确这些特殊形式可从事的业务范围。</p>		<p>して中外合併経営企業に参加することを認めていない。 【関連する法律根拠】 「中外合併経営企業法」第一条など。</p>	<p>るものと思われる。</p> <p>個人が中外合併経営企業の中国側共同経営者となるかについては、現在の市場条件と制度条件に照らせば問題なく実行可能である。また、「外国投資者の国内企業を買収・合併に関する規定」などの規定に照らせば、国内企業の自然人株主は、外国投資者が国内企業を買収・合併した際に、外商投資企業の株主として存在することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外商投資企業の機構形態を整理し、駐在員事務所、出張所などの形態で従事可能な業務範囲を確定するものと思われる。 <p>今次「外資三法」の改正では、外商投資企業の形態（外商独资企業、外商合資企業、中外合資企業、中外合作企業などが含まれる）について改めて整理するものと思われる。その他、外国企業の駐在員事務所、出張所、および直接中国で生産経営に従事する外国企業などの形態についても、統一的な認定と規定を設けた上、法律面でこれらの形態が従事可能な業務範囲を明確にすることも考えられる。</p>
<p>3. 市場准入</p>	<p>市場准入機制采用“指導目錄”形式管理</p> <p>【涉及的法律依据】 《外資企業法》第三條、《中外合資經營企業法實施條例》第三條等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可能將“指導目錄”形式轉變為“負面清單”形式 隨着對外開放程度的不斷提高，“負面清單”這一更符合國際通行做法的投資管理機制，將成為未來外商投資監管的趨勢。 可能啟動制定內外資統一的《國家鼓勵投資產業目錄》 實施“負面清單”制度後，對於依照原“指導目錄”屬於鼓勵類的產業，可能制定內外資統一的鼓勵投資產業目錄，在實現對內外資企業、不同產業企業間整體性的平等對待的同時，保持對高新科技、環保、公益等方面產業企業的鼓勵和優惠政策。 	<p>3. 市場參入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場參入機構には「指導目錄」形式による管理を採用する。 【関連する法律根拠】 「外資企業法」第三條、「中外合併經營企業法實施條例」第三條など。 	<ul style="list-style-type: none"> 「指導目錄」形式を「ネガティブリスト」形式に轉換するものと思われる。 <p>對外開放水準の絶え間ない向上に伴い、「ネガティブリスト」という國際的に通用している方法に、より合致する投資管理機構が、今後の外商投資監督管理のトレンドになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外資統一の「國家獎勵投資產業目錄」の制定に着手するものと思われる。 <p>「ネガティブリスト」制度の實施後、旧「指導目錄」において獎勵類に該当した産業については、内外資統一の獎勵投資產業目錄を制定し、内外資企業、産業別企業間全体の平等な対応を実現すると同時に、ハイテク、環境保護、公益などの産業にかかわる企業に対する獎勵と優遇政策を維持するものと思われる。</p>

<p>4. 行政 审批</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立、变更登记前需先至商务部门（原外贸部门）办理审批 <p>【涉及的法律依据】 《外资企业法》第六到第十条、《中外合资经营企业法》第三条等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 可能将企业登记前的“审批制”转变为“备案制” 随着国务院专门发文为自贸区实施“审批制”转“备案制”扫除一切法规政策障碍，中国未来对外商投资实施“宽进严管”的新政的态度和趋势已十分明显。我们预测，“审批制”转“备案制”也会成为重点之一，从而更贴近国际通行的做法。 ▪ 可能删除对外国投资者出资比例、出资形式、出资期限等的限制 随着《公司法》对上述内容限制的取消，我们预测，此次“外资三法”的修订可能也会作出配套修订，取消对上述内容的限制。 ▪ 可能简化办事手续，提高各行政部门办事效率 针对外商投资企业的设立、变更手续相对复杂繁琐的特点，我们预测此次修订后，部分手续可能会被简化，办理时间可能也将缩短。自贸区内目前试行的以工商部门为核心环节的“一口受理”模式，后续可能会被借鉴。 	<p>4. 行政 审查 许可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立、变更登记前到商务部门（旧对外贸易经济合作部门）进行审查许可手续 <p>【関連する法律根拠】 「外資企業法」第六条から第十条、「中外合弁経営企業法」第三条など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業登記前の「審査許可制」を「届出制」に変更するものと思われる。 国务院が個別の文書を発布して自由貿易区における「審査許可制」から「届出制」への変更を実施し一切の法規、政策の障害を除くに伴い、中国が今後、外商投資に対し「参入を緩和し管理を厳格にする」新政策を実施する姿勢と方向性が十分に明らかになった。「審査許可制」から「届出制」への変更も重点事項の一つとなるであろうことが予想され、これにより国際的に通用している方法に、より近づくことになる。 ▪ 外国投資者の出資比率、出資形式、出資期限などに関する規制が取り除かれるものと思われる。 「会社法」が上記内容の規制を取り消すに従い、今次「外資三法」の改正でも関連した変更が行われ、上記内容の規制を取り消すであろうことが予想される。 ▪ 事務手続きが簡素化され、各行政部門の事務処理の効率が高まるものと思われる。 外商投資企業の設立、変更手続きの相対的に複雑で煩雑な特徴に対し、今次改正後は、一部手続きが簡素化されるものと思われ、手続き所要時間も短縮されるであろうことが予想される。自由貿易区内で現在試行されている工商部門を要とした「ワンストップ受理」方式は、今後も参考にされるものと思われる。
<p>5. 治理 结构</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 内外资最高权力机构不一致，未确定设置监事会或监事会的必要性 <p>【涉及的法律依据】 《中外合资经营企</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 内资企业与外资企业可能统一适用《公司法》 结合《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》确定的相关法律法规的具体适用和执行原则，我们推测，在治理结构方面，此次“外资三法”的修订可能会大量援引《公司法》中的规定，或者直接规定适用《公司法》。 	<p>5. 管理 構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 内外資の最高意思決定機関が一致せず、監査役または監査役会設置の必要性も確定していない。 <p>【関連する法律根拠】 「中外合弁経営企</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 内資企業と外資企業には統一的に「会社法」が適用されるものと思われる。 「外商投資の会社審査許可登記管理への法律適用に伴う若干事項に関する実施意見」で定める関連法律法規の具体的な適用と実施に関する原則に照らし、管理構造に関し、今次「外資三法」の改正では、「会社法」における規定を多く引用し、または「会社法」を適用すると直接規定するであろうことが予想される。

	业法》第六条等。	
6. 国民待遇	<ul style="list-style-type: none"> 外商投资企业在财税、劳动、外汇等方面的权利义务规定 <p>【涉及的法律依据】 《中外合资经营企业法》第八至第十二条，《外资企业法》第十一至第十九条等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可能会贯彻“国民待遇”原则，同时兼顾外商投资企业特殊性 <p>此次“外资三法”的修订可能会明确外商投资企业在投资决策、日常经营、用人、利润汇回等方面的自主权和法律权益。</p>

我们预测，此次“外资三法”的修订将会在确保与《公司法》等法律制度兼容、且能够满足实践操作需要的同时，对现行外商投资相关的法律法规起到梳理和指引的作用。

上述预测和展望，同时也是我们对此次“外资三法”的修订建议。当然，立法部门最终还会综合考虑各方面因素、各方面意见作出综合性的判断、取舍。对于“外资三法”的修订，我们后续也将持续予以关注。

（里兆律师事务所 2014 年 02 月 28 日编写）

	業法」第六条など。	
6. 内国民待遇	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資企業の財務税務、労働、外貨などにおける権利義務を規定した。 <p>【関連する法律根拠】 「中外合弁经营企业法」第八条から第十二条、「外資企業法」第十一条から第十九条など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「内国民待遇」の原則を徹底し、同時に外商投資企業の特異性も考慮するものと思われる。 <p>今次「外資三法」の改正では、外商投資企業の投資決定、日常経営、雇用、利益還流などに関する自主権と法的権益が明確になるであろうことが予想される。</p>

今次「外資三法」の改正では、「会社法」などの法律制度との整合性を確保し、且つ実務上の必要を満たすと同時に、現行の外商投資に関する法律法规を整理し指導する作用を発揮するであろうことが予想される。

上述の予想と展望は、当所の今次「外資三法」の改正に対する提案でもある。無論、立法部門は最終的に各方面の要素、各方面の意見を総合的に考慮して、総合的な判断、選択を行うであろう。「外資三法」の改正については、当所も今後、継続的に注目していく。

（里兆法律事務所が 2014 年 2 月 28 日付で作成）